

# 中堅教諭等資質向上研修の対象者について

令和3年12月

## 1 小・中・高・特教諭, 小・中・高・特養護教諭, 小・中栄養教諭の場合

### 【中堅教諭等資質向上研修の対象者】

※当該年度の4月1日現在で確認する。

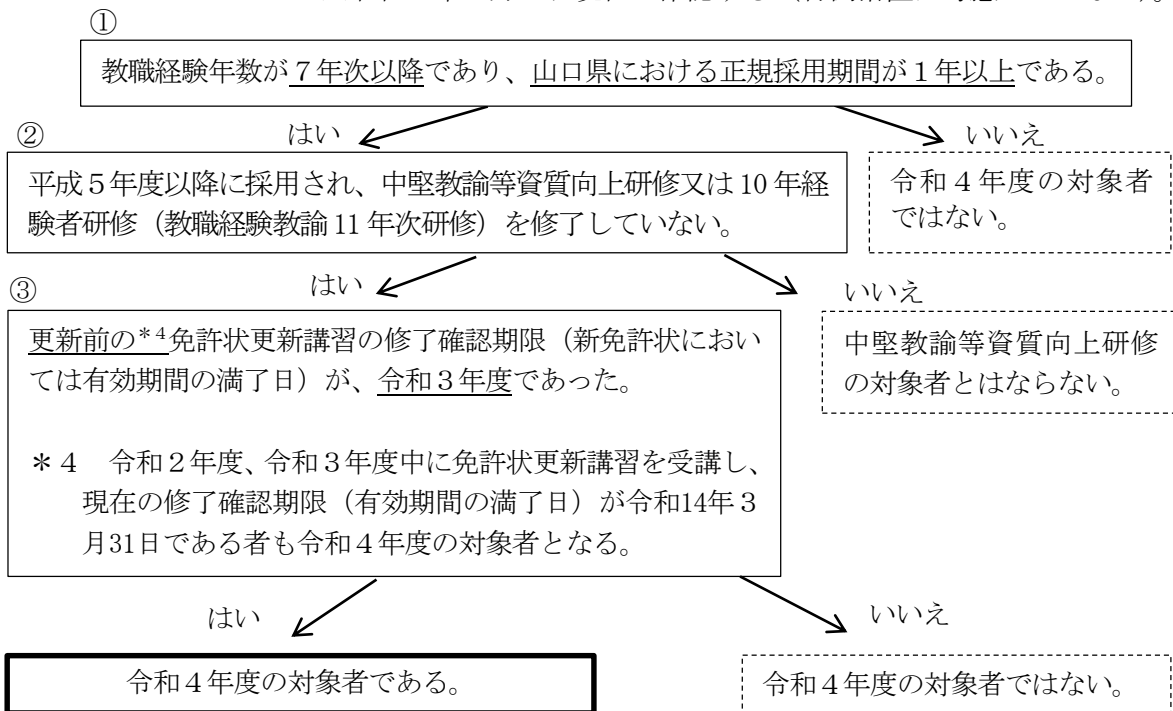
- ◆ 以下の①～③の条件を全て満たした者
  - ① 教職経験年数\*<sup>1</sup>が7年次以降の者。ただし、山口県において当該年度に正規採用となった者を除く。
  - ② 平成5年度以降に採用され、中堅教諭等資質向上研修又は10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了の者
  - ③ 修了確認期限\*<sup>2</sup>（有効期間の満了日\*<sup>3</sup>）が、前年度であった者
- ◆ （特例措置）平成5年度以降に採用され、教職経験年数が15年次以降で、10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了である者
- ◆ 前年度以前の対象者であったが、研修を修了していない者

対象者の確認については、フローチャート参照

- \* 1 山口県採用年度を1年次とし、休職期間等を除かない年数。ただし、本県以外での公立学校における正規採用期間（1年未満切り捨て）を加算した年数
- \* 2 旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けなければならない期限
- \* 3 新免許状に記載されている有効期間満了日

### フローチャートでみる令和4年度中堅教諭等資質向上研修の対象者

※令和4年4月1日現在で確認する（特例措置は考慮していない）。



### ※ 注 意 ※

- ・上記は対象者選定の基本的な流れです。
- ・このチャートによる対象者に加え、以下のア、イが令和4年度の対象者となります。
  - ア （特例措置）平成5年度以降に採用され、教職経験年数が15年次以降で、10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了である者
  - イ 令和3年度以前の対象者であったが、研修を修了していない者

## 2 小・中・高・特学校栄養職員，高・特実習助手，特寄宿舍指導員の場合

### 【中堅教諭等資質向上研修の対象者】

※当該年度の4月1日現在で確認する。

以下の①、②の条件を全て満たした者

- ① 教職経験年数\*<sup>1</sup>が11年次以降の者
- ② 平成5年度以降に採用され、中堅教諭等資質向上研修又は10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了の者

\* 1 山口県採用年度を1年次とし、休職期間等を除かない年数。ただし、本県以外での公立学校における正規採用期間（1年未満切り捨て）を加算した年数